

## 生活福祉資金貸付

### ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

### ◆説明

事業を営むために必要な経費や自動車の購入等の費用の貸付を行います。

＜貸付利率＞ 連帯保証人を立てる場合・・・無利子  
連帯保証人を立てない場合・・・年1.5%

### ◆手続（申請）先

#### 社会福祉協議会

〒666-0017

川西市火打1-1-7 ふれあいプラザ3階

TEL 759-5200 FAX 759-5203

### ◆手続に必要なもの

社会福祉協議会にお問い合わせください。

### ◆関連する項目

低所得世帯・高齢者世帯対象の貸付もあります。

兵庫県社会福祉協議会で審査・決定を行いますので、資金の種類によって異なりますが、申請から1ヶ月半程度かかります。

# 身体障害者更生資金特別貸付

## ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市を除く県内に6ヶ月以上居住する20歳以上の身体障害者手帳所持者</li> <li>・生活福祉資金の貸し付けを受けている人</li> <li>・事業資金の借入れが困難であり、資金の用途が具体的かつ实际的であると認められ、2ヶ月以内に事業着手が可能な人</li> <li>・事業を営む場所が県内であること</li> <li>・償還が確実な人</li> </ul>		

## ◆説明

貸付限度額	40万円
据置期間	1年
償還期間	5年以内（据置期間を含む）
利率	年3%（延滞利息年10.75%）
貸付金の用途	事業場設備等の新設・機械器具の購入、店舗の貸借及び保証金・敷金に要する費用など
その他の条件	1名以上の連帯保証人が必要

## ◆手続（申請）先

### 身体障害者相談員

\*事務取扱

財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

## ◆手続に必要なもの

借入申込書など

## ◆関連する項目

## 在宅重度障害者(児)生活環境改善資金貸付

### ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	
<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市を除く県内に6ヶ月以上居住する人</li> <li>・資金の調達が困難であり、事業計画が貸付目的に適合していると認められる人</li> <li>・償還が確実と認められる人</li> </ul>		

### ◆説明

貸付限度額	100万円
据置期間	6ヶ月
償還期間	据置期間経過後6年以内
利率	無利息(延滞利息年10.75%)
貸付金の使途	住宅の改修・改築・設備の購入及び場所の整備に要する経費など
その他の条件	1名以上の連帯保証人が必要 新築は不可 貸付決定後に着工すること(すでに工事中のものは不可)

### ◆手続(申請)先

#### 身体障害者相談員

\*事務取扱

**財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会**

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内

Tel 078-242-4620 FAX 078-242-4260

### ◆手続に必要なもの

借入申込書  
事業計画書  
見積書、見取図(家屋全体の配置図と改造個所の両方の改造前、改造後)  
住民票(家族全員のもの)  
借家の場合、家主の改造許可(承諾)書など

### ◆関連する項目

障害者住宅改造助成事業  
障害者住宅整備資金貸付

## 障害者住宅整備資金貸付

### ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～4級	
知的障がい	A	
【留意事項】 本人及び家族		

### ◆説明

障がい者又は障がい者と同居する世帯に対し、障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な資金の貸付

貸付限度額 200万円

償還期間 10年以内

利率 財政融資資金法による

貸付金の使途 障がい者の専用居室等を増改築又は改造に要する経費

その他の条件 川西市内に住所を有する2名以上の連帯保証人が必要

### ◆手続（申請）先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

### ◆手続に必要なもの

増改築等について正当な権限を有することを証する書類（家屋の評価証明等）

世帯全員の住民票の写し

貸付申請者の収入を証する書類及び前年度市民税の納税を証する書類

連帯保証人の収入を証する書類及び前年度市民税の納税を証する書類

増改築等の工事見積書及び工事図面

身体障害者手帳又は療育手帳

印鑑など

### ◆関連する項目

障害者住宅改造助成事業

在宅重度障害者（児）生活環境改善資金貸付

## 特別障害者手当

### ◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい 知的障がい 精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の障がいがあるため、常時日常的に特別の介護を必要とする20歳以上の人など</li> <li>・入院(3ヶ月以上)していない人</li> <li>・施設に入所していない人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかに該当する人など</li> <li>*身体障害者手帳2級以上の障がいや重度の精神障がいなどが重複している人</li> <li>*身体障害者手帳2級以上の障がいとそれぞれ異なった3級程度の障がいがあり、あわせて3つの障がいのある人</li> <li>*肢体障害2級以上の障がいがあり、日常生活動作に相当の介護が必要な人</li> <li>*内部障害1級で、絶対安静を必要とする人</li> <li>*重度の精神障がい(重度の認知症を含む)があり、日常生活の用が全くできない人</li> <li>*その他、法令に定める障がいのある人</li> </ul>

#### 【留意事項】

- ・所得による支給制限があります。
  - ・申請のあった翌月からの支給となります。
  - ・手帳の交付を受けていなくても、要件を満たす人は対象となります。
- 支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。

### ◆説明

支給額 26,440円(月額)  
支給月 2・5・8・11月

### ◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 TEL 740-1178

### ◆手続に必要なもの

- ・申請書(所定の様式があります)
- ・診断書(所定の様式があります)
- ・印鑑
- ・障害者手帳(所持している場合)
- ・所得の証明書
- ・銀行口座

### ◆関連する項目

## 障害児福祉手当

### ◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい 知的障がい 精神障がい	重度の障がいがあるために日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの程度が法に定める重度の障がい児</li> <li>・障がいを支給事由とする公的年金を受けていないこと（特別児童扶養手当は除く）</li> <li>・児童福祉施設に入所していないこと（川西さくら園等への通所は可）</li> </ul>
<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得による支給制限があります。</li> <li>・申請のあった翌月からの支給となります。</li> <li>・手帳の交付を受けていなくても、要件を満たす人は対象となります。</li> </ul> 支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。		

### ◆説明

支給額 14,380円（月額）  
支給月 2・5・8・11月

### ◆手続（申請）先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

### ◆手続に必要なもの

- ・申請書（所定の様式があります）
- ・診断書（所定の様式があります）
- ・印鑑
- ・障害者手帳（所持している場合）
- ・所得の証明書
- ・銀行口座

### ◆関連する項目

## 特別児童扶養手当

### ◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい 知的障がい 精神障がい	身体、又は精神に重度、 中度の障がいのある20 歳未満の児童を扶養する 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの程度が法に定める障がい児 概ね 身体障害者手帳 1・2・3級 身体障害者手帳 4級の一部、 療育手帳 A 療育手帳 B1・B2の一部</li> <li>*上記の手帳の交付を受けていなくても、 診断書により同等の障がいを持つと認めら れた児童も対象となります。</li> <li>・児童が障がいを支給事由とする公的年金 を受けていないこと</li> <li>・児童福祉施設に入所していないこと（川 西さくら園等への通所は可）</li> </ul>

#### 【留意事項】

- ・所得による支給制限があります。
  - ・申請のあった翌月からの支給となります。
- 支給要件等の詳細については申請先にご確認ください。

### ◆説明

支給額 1級 50,750円（月額）  
2級 33,800円（月額）

支給月 4・8・11月

\*すでに受給中であっても、手帳の等級変更など、障がいの程度が変わったときには届出が必要となります。

### ◆手続（申請）先

市役所2階 子育て支援課 Tel 740-1179

### ◆手続に必要なもの

- ・申請書（所定の様式があります）
- ・生計維持に関する調書（所定の様式があります）
- ・振込先口座申出書（所定の様式があります）
- ・診断書（所定の様式があります）
- ・印鑑
- ・障害者手帳（所持している場合）
- ・戸籍謄本（受給資格者及び対象児童のもの）
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・振込先の通帳

その他添付書類が必要な場合があります。

### ◆関連する項目

## 重度心身障害者(児)介護手当

### ◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい 知的障がい	日常生活において常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい者(児)を介護している人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(A)を所持している65歳未満の人</li> <li>・施設に入所していないこと</li> <li>・入院(3ヶ月以上)していない人</li> <li>・介護している人と介護を受けている人の属する世帯が市民税非課税世帯であること</li> <li>・重度心身障がい者(児)が自立支援給付サービスや介護保険サービスを過去1年間利用していないこと(一部除外有)</li> </ul>
<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請のあった翌月からの支給となります。</li> <li>・日常生活動作等について訪問し、審査をします。</li> </ul> 支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。		

### ◆説明

支給額 8,333円(月額)  
支給月 2・5・8・11月

### ◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

### ◆手続に必要なもの

- ・申請書(所定の様式があります)
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・所得の証明書
- ・銀行口座のわかるもの

### ◆関連する項目

# 外国人等障害者特別給付金

## ◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい 知的障がい 精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する身体障害者手帳1・2・3級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかに該当する人</li> <li>＊昭和57年1月1日前に重度障がい者であった人</li> <li>＊昭和57年1月1日以後に重度障がい者となったが障がい発生原因の初診日が同日前に属する人</li> <li>＊昭和61年4月1日以前の海外滞在中に障がいの初診日のある日本人など</li> </ul>
<b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障がい者は年額900,648円以上、中度障がい者の方は年額396,048円以上の公的年金を受給中の人、生活保護受給中の人是对象となりません。</li> <li>・所得による支給制限があります。</li> <li>・申請のあった翌月からの支給となります。</li> </ul> 支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。		

## ◆説明

- 支給月額 ①重度障がい者75,054円（年額900,648円）  
 （年額900,648円未満の公的年金を受給している人は900,648円から当該金額を差し引いた額）
- ②中度障がい者33,004円（年額396,048円）  
 （年額396,048円未満の公的年金を受給している人は396,048円から当該金額を差し引いた額）
- 支給月 7・10・1・4月

## ◆手続（申請）先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

## ◆手続に必要なもの

- ・申請書（所定の様式があります）
- ・印鑑
- ・障害者手帳（所持している場合）
- ・銀行口座のわかるもの

## ◆関連する項目

## 障害基礎年金

### ◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者・支給要件
身体障がい	・障がいに関する疾病等の初診日が出生～65歳の人又は生まれつき障がいのある人 ・初診日における納付要件を満たしている人 ・国民年金法で指定する障がい等級が1級又は2級の人（障害手帳の有無、等級は、関係ありません。）
知的障がい	
精神障がい	
<b>【留意事項】</b> 障害手帳の交付の有無、等級に関わらず要件を満たしていれば手続きができます。	

### ◆説明

障害基礎年金 1級 990,100円（年額）

2級 792,100円（年額）

子の加算 一人につき 227,900円（年額）

ただし、第3子以降は75,900円（年額）

\* 障害基礎年金の受給権が発生すれば、それ以降の国民年金保険料の納付は免除されます（第1号被保険者に限る）。ただし、免除申請の手続きが必要となります。

\* 初診日に厚生年金、共済年金に加入していた場合、障害厚生年金、障害共済年金を併せて請求することとなります。この場合、年金法に定める障がい等級3級までが対象となります。

### ◆手続（申請）先

初診日に加入していた年金制度によって手続先が異なります。

<手続先>

- ・ 厚生年金の場合→事業所（勤務先）を所管する年金事務所
- ・ 3号被保険者（サラリーマンの妻）の場合→住民登録地を所管する年金事務所
- ・ 共済年金の場合→各共済組合
- ・ 上記以外の場合→市役所1階保険年金課（賦課年金担当）にご相談ください。

<問い合わせ先>

**尼崎年金事務所 尼崎市東難波町2丁目17-55 Tel 06-6482-4591**  
**市役所1階 保険年金課 賦課年金担当 Tel 740-1171**

### ◆手続に必要なもの

条件により異なりますのであらかじめご相談ください。

### ◆関連する項目

## 障害者扶養共済制度

### ◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～3級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神又は身体に永続的な障がいのある人で上記障がいと同程度と認められる人		
【留意事項】		

### ◆説明

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がい者に一定額の年金を支給する制度です。

- ・加入できる保護者の要件
  - \*対象となる障がいのある方を現に扶養している65歳未満の保護者
  - \*生命保険契約の対象となる健康状態の方

- ・掛け金(1口あたり)

加入(付加)時の年齢が35歳未満	月額	9,300円
加入(付加)時の年齢が35歳以上40歳未満	月額	11,400円
加入(付加)時の年齢が40歳以上45歳未満	月額	14,300円
加入(付加)時の年齢が45歳以上50歳未満	月額	17,300円
加入(付加)時の年齢が50歳以上55歳未満	月額	18,800円
加入(付加)時の年齢が55歳以上60歳未満	月額	20,700円
加入(付加)時の年齢が60歳以上65歳未満	月額	23,300円

- ・年金額

1口加入の人	20,000円(月額)
2口加入の人	40,000円(月額)

### ◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

### ◆手続に必要なもの

- ・加入等申込書
- ・住民票写し(保護者及び障がいのある方)
- ・申込者(被保険者)告知書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・年金管理者指定届書(障がい者が年金を管理する事が困難なとき)

### ◆関連する項目